

市民と行政 協働のまちづくり

市自治会連合会 「市政懇談会」



自治会長と意見を交わす倉光市長

市自治会連合会（白戸英行会長）が「市政懇談会」を開催しました。

昨年度と同じく今年度もきめ細かに意見交換を行うと、木造・森田・柏・稲垣・車力の地区ごとに全5回開催。出席した自治会長らは、各地域が抱える課題や市への要望などについて、倉光市長や市の幹部職員と意見を交わし、住みよい地域づくりに向けて、さまざまなアイデアやそれぞれの役割について考えました。

また、各地区の市政懇談会では「つがる市市制施行20周年記念事業」について特別講話も行われ、令和7年2月11日で合併から20年という節目を迎える本市の魅力発信、郷土愛の醸成、経済活性化、つがるブランド推進、世界遺産の活用、地域文化の保存と振興、行政サービスの向上など広範囲にわたる事業として倉光市長が説明しました。



テーマ 集積所のゴミ箱

駒田自治会 木村 渉 会長



Q 集積場のごみ箱にベ
ンキ塗りをして管理
しているにも関わらず天板
（屋根）のサビが強く穴があ
いている部分が見受けられる。
テープ等で補修しているが、
天板だけでも取り替えをお願
いできないか。

A 修繕の要望について
は、市民課環境衛生
係までご連絡ください。その
際は、設置されている場所お
よび修繕箇所をお知らせくだ
さい。現場確認の上、修理可
能な場合、早急に対応させて
いただきます。また、老朽化
等で修理困難な場合は、自治
会から規定の様式による要望
書を提出いただき、順次交換
を進めています。ただし、収
集箱1台当たり約45万円と高
額なことから、要望から設置

までは1年から2年を要する
場合もあります。近年では令
和4年度に15カ所、令和5年
度に15カ所の交換実績があり
ます。

テーマ 集中豪雨時の 避難場所

下派立自治会 白川 亨 会長



Q 稲垣地区には避難場
所が1カ所もないの
はなぜか。ぜひとも作って
いただきたい。

A 稲垣地区は岩木川等
がはん濫した場合、
全域が浸水想定区域となっ
ているため避難所として指定す
る場所がございません。
そのため、浸水する場所に
新たに避難所を作ることもで
きないこととなります。稲垣
地区住民の方々には、稲垣以
外の指定された避難所に避難
することとなりますがご理解
願います。

テーマ 公共施設の スロープ設置

富池町内会 成田 悦雄 会長



Q 高齢者や車いすの方
杖や歩行器などを使
い生活される方が安全で快適
に公共施設を利用できるよう
にスロープ設置をお願いした
い。

A バリアフリーの配慮
が一般化している昨
今では、スロープの設置は不
可欠な条件となっています。
市内の主な公共施設におい
てはスロープが設置されてお
りませんが、一部設置されて
いない施設もあり利用の際に
ご不便をおかけしていること
と思います。スロープが無い
施設については各管理担当部
局において当然設置に努める
べきものと考えております。

給与支払報告書を提出する際のお願い

給与支払報告書総括表にもマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要です。

個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際に、本人確認（番号確認および身元確認）を行う必要がありますので、**マイナンバーカード**をお持ちください（法人は確認対象外）。マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーの番号がわかるものと本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちください。郵送の場合は確認書類のコピーを同封してください。

代理人の方が提出する場合は①個人事業主の方からの委任状（任意の様式でも結構です）②代理人の方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）③個人事業主の方のマイナンバーの番号が確認できるものが**必要**です。

【問い合わせ先】 税務課 電話42-2111（内線216）

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくために、年1回お送りするお知らせです。令和6年1月～12月診療分の医療費通知書は、2月末に発送します。

確定申告にご利用される方には、令和6年1月～11月診療分が記載された医療費通知書を発送することができますので、ご希望の方は2月3日から設置するコールセンターへ、被保険者番号がわかるもの（被保険者証等）をご用意の上、ご連絡ください。コールセンターの電話番号は、1月中旬頃に青森県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載するほか、市役所国保年金課の窓口にも掲示します。

確定申告に利用するための1年分の医療費通知情報は、例年2月9日からマイナポータルでも取得可能です。

【問い合わせ先】 青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821
市役所国保年金課 電話42-2111（内線275）

要介護認定者の障害者控除について(税申告用)

障害者手帳等を所持していない満65歳以上の方で、要介護認定を受けていて次の要件に該当する場合は、所得税や市・県民税の申告の際に**障害者控除対象者認定書**を添付することで障害者控除が受けられます。

申請者は被保険者本人、または被保険者本人を扶養控除対象としている親族です。**障害者控除対象者認定書**の交付申請は市役所介護課で受け付けし、郵送による交付となりますので、確定申告を行う前に申請してください。

障害者控除の対象となる要件	区分	控除額 (所得税)	控除額 (市・県民税)
●要介護1～3の高齢者 ●要支援1～2の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅱa～Ⅲbの方	障害者控除	27万円	26万円
●要介護4～5の高齢者 ●要支援1～2または要介護1～3の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅳ～Ⅴの方	特別障害者控除	40万円	30万円

注意 対象となるのは、**令和6年12月31日**（死亡者は死亡日）を基準として、それ以前に6か月以上の介護認定期間があった方です。**令和6年7月1日**以降に初めて認定された方は、翌年からの適用となります。障害者手帳を所持している方でも、この認定によって障害者控除から特別障害者控除となる場合は申請が可能です。

申請 介護保険被保険者証（オレンジ色）にて介護度や認定有効期間をご確認の上、介護課へお越しください。

認定結果 申請の結果は、審査した上で郵送により認定書または非該当通知を送付します。被保険者一人につき一通のみの交付となります。

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111（内線232）

令和7年度（中間年）津軽広域水道企業団 指名競争入札参加資格審査申請の追加受付について

▼**対象**：津軽広域水道企業団が発注する次の①～④の業種について指名競争入札に参加しようとする者および随意契約の方法により契約の締結を希望する者。

①建設工事 ②測量・建設コンサルタント等 ③業務委託 ④製造の請負・物件の買入・その他の契約

▼**受付締切**：2/28(金)まで（必着）

※提出書類や提出方法などの詳細は同企業団ホームページ（<https://www.tusui.jp>）でご確認ください。

【問い合わせ先】 津軽広域水道企業団 津軽事業部 電話0172-52-6033 西北事業部 電話25-2711